
新清掃センター整備・運営事業

落札者決定基準書

令和3年10月

敦賀市

新清掃センター整備・運営事業 落札者決定基準書

目 次

第1章 最優秀提案者選定の手順	1
1 落札者決定基準の位置づけ	1
2 選定の手順	1
第2章 参加資格確認	4
第3章 提案審査	4
1 提案書の事前審査	4
2 非価格要素の定量化審査	4
3 開札及び入札価格の確認	6
4 入札価格の定量化審査	6
5 総合評価点の算定方法	6
第4章 非価格要素の定量化審査における審査項目	7

第1章 最優秀提案者選定の手順

1 落札者決定基準の位置づけ

新清掃センター整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・施工及び運営に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、最優秀提案者の選定にあたっては、入札価格のほか、設計・施工、運営・維持管理等の提案内容、敦賀市（以下、「本市」という。）の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する総合評価一般競争入札を採用する。

「新清掃センター整備・運営事業 落札者決定基準書」（以下、「本落札者決定基準書」という。）は、本市が本事業を実施する事業者の募集・選定を行うにあたって、入札に参加しようとする者を対象に交付する「新清掃センター整備・運営事業 入札説明書」（以下、「入札説明書」という。）と一体のものである。

本落札者決定基準書は、総合評価一般競争入札により最優秀提案者を選定するにあたって、「新清掃センター整備・運営事業 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書を客観的に審査する基準及び方法を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 選定の手順

本事業における最優秀提案者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、図1に示す手順で実施する。

(1) 参加資格確認

本市は、入札参加希望者が提出した参加資格確認申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者が備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 提案審査

ア 提案書の事前審査

新清掃センター整備・運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料）に記載された内容が、本落札者決定基準書に示す事前審査項目を満たしていることを確認する。事前審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 非価格要素の定量化審査

選定委員会は提案書に記載された内容について、本落札者決定基準書に示す審査基準及び得点化方法に従って審査する。

ウ 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が上限額を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が上限額を超える場合は失格とする。

なお、本事業の入札においては、最低制限価格及び低入札調査基準価格は設定していない。

エ 入札価格の定量化審査

選定委員会は入札価格について、本落札者決定基準書に示す得点化方法に従って審査する。

オ 総合評価点の算定

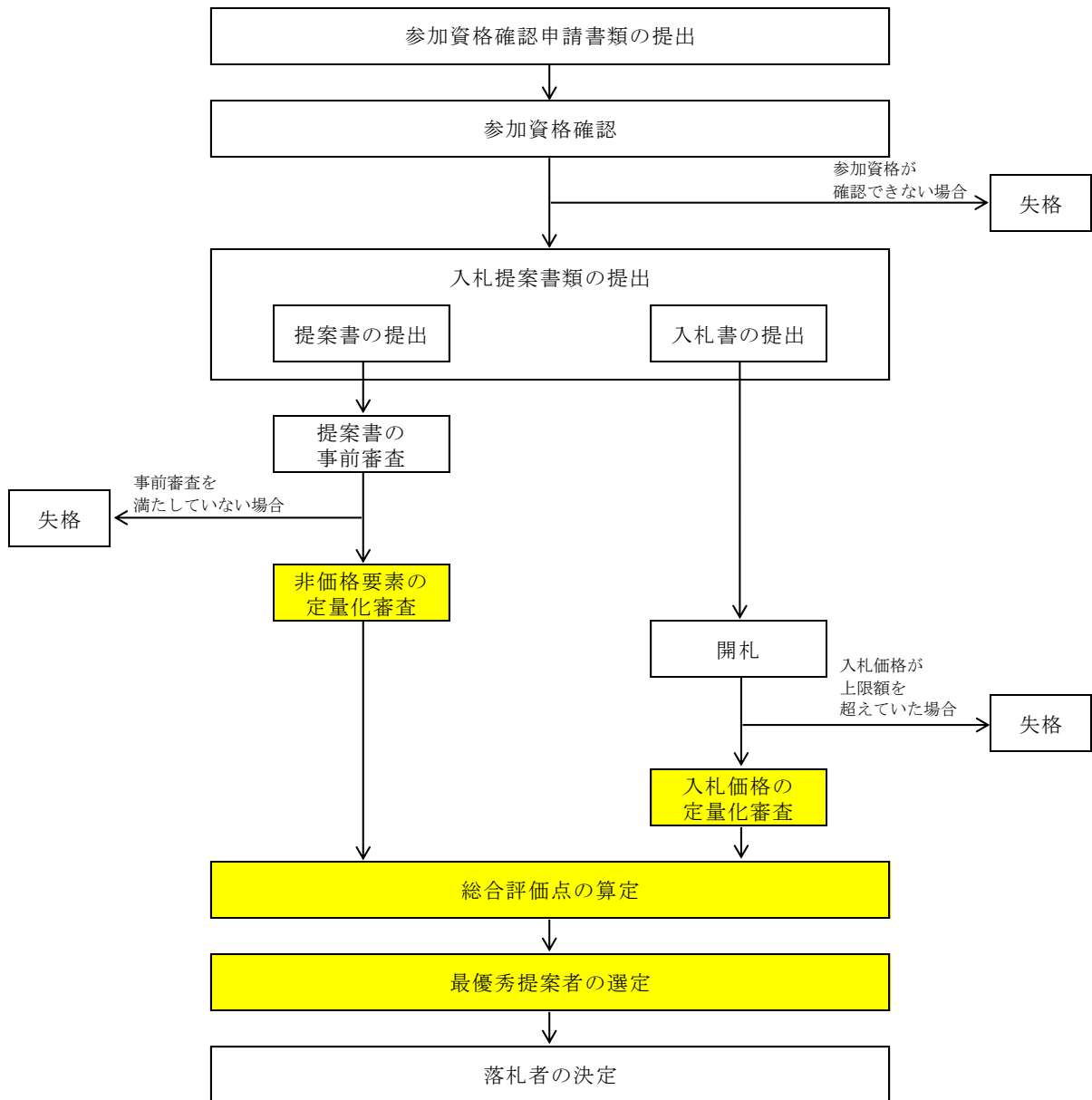
選定委員会は、提案書の非価格要素の定量化審査における得点及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価点を算定する。

カ 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。ただし、最優秀提案者が2以上ある場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を選定する。

キ 落札者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。



※1 提案書の事前審査において失格となった者の提出した入札書は、開札しない。
 ※2 選定委員会の事務は図中の黄色に色塗りした部分

図1 落札者決定の手順

第2章 参加資格確認

参加資格確認申請書により、入札参加者が参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。

詳細については、入札説明書「第3章 入札参加に関する条件等」を参照のこと。

第3章 提案審査

1 提案書の事前審査

(1) 提案書の確認

提出された提案書がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の事前審査

提案書に記載された内容が、次の事前審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。

イ 入札説明書及び「新清掃センター整備・運営事業様式集」に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 非価格要素の定量化審査

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 審査項目と配点

非価格要素の定量化審査における審査項目と配点については、事業期間にわたって施設を「安全・安定・安心な施設」、「環境に配慮した施設」、「経済的・効率的な施設」、「エネルギーを有効利用できる施設」、「災害に強い施設」とするための施設整備及び運営を行うことの必要性・重要性を勘案し、本市が本事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、本市が本事業を実施する事業者に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、本落札者決定基準書「第4章 非価格要素の定量化審査における審査項目」を参照のこと。

表1 審査項目と配点

審査項目		配点
大項目	小項目	
非価格要素に関する事項		60点
(1) 安全・安定・安心な施設		14点
	ごみ量、ごみ質の変動への対応及び安定した無駄のない操炉計画	3点
	事故発生防止対策及び事故発生時の対応、処理困難物、処理不適物ごみ混入防止対策	4点
	適切な組織体制及び人員配置計画、教育計画	4点
	リスク管理及びセルフモニタリングへの取り組み、事業の継続性の担保	3点
(2) 環境に配慮した施設		12点
	公害防止基準（要監視基準値等）及び遵守計画	5点
	本市及び美浜町の特長及び新清掃センターの周辺環境と調和した景観デザイン	3点
	環境学習への取り組み	4点
(3) 経済的・効率的な施設		17点
	敷地内における収集車両動線と直接搬入車両動線	5点
	施設配置計画及び造成計画	5点
	施設内における機器配置及び作業動線計画、施設の長寿命化を見据えた設備・機器の維持管理計画	4点
	工程管理計画、工期遵守のための対策	3点
(4) エネルギーを有効利用できる施設		5点
	発電効率、発電量及び売電量の最大化計画	5点
(5) 災害に強い施設		6点
	継続的な防災機能の保持に対する取り組み	3点
	災害廃棄物の受け入れに対する取り組み	3点
(6) その他（地域貢献等）		6点
	社会貢献、地元企業の活用、資材調達への協力、運転員雇用等	6点

(2) 審査基準及び得点化方法

ア 提案を求めている審査項目においては、表2に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

イ 各審査項目の得点については、各委員が個別に行った得点の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

ウ イの結果をもとに、各入札参加者の非価格要素の得点の合計を算定する。

表2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	配点×0.00

3 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が上限額を超えていないことを確認する。入札価格の確認のための開札は、非価格要素の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施する。

なお、入札価格が上限額を超えていない提案の場合は、入札価格の得点化を行うこととし、入札価格が上限額を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。

4 入札価格の定量化審査

(1) 入札価格の得点化方法

入札価格については、次の算定式により得点を付与する。得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。

入札価格が定量化限度額以下の場合、当該入札参加者の入札価格の得点は40点満点とする。

なお、定量化限度額は、開札時に公表する。

入札価格の得点算定式	
○最低入札価格 > 定量化限度額 の場合	$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の得点} \end{array} \right) = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$
○最低入札価格 ≤ 定量化限度額 の場合	$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の得点 ※} \end{array} \right) = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}}$
※入札価格が定量化限度額以下の場合、当該入札参加者の入札価格の得点は40点満点とする。	

5 総合評価点の算定方法

「2 非価格要素の定量化審査」、「4 入札価格の定量化審査」により算定した得点を合計して、当該入札参加者の総合評価点を算定する。

総合評価点の算定式	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価点} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{非価格要素の得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格の得点} \end{array} \right)$	

第4章 非価格要素の定量化審査における審査項目

選定委員会では、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、入札参加者の過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。

表3 定量化審査の審査項目、審査の視点及び配点

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点 (60点)		
安全・安定・安心な施設	安全・安定な施設	No. 1 ごみ量、ごみ質の変動への対応及び安定した無駄のない操炉計画	本項目は、以下の内容について審査する。 ・幅広いごみ量、ごみ質に対応することが示される性能曲線 ・低負荷運転に対する考え方 ・適切なごみピット容量、ごみピットにおける攪拌の方法及び安定した無駄のない操炉計画 ※操炉計画は過去のごみ処理実績を踏まえ、最大の年間売電量に配慮した計画とし、最適なメンテナンス期間を確保したものとすること。	3	7	14
		No. 2 事故発生防止対策及び事故発生時の対応、処理困難物、処理不適物混入防止対策	本項目は、以下の内容について審査する。 ・フェールセーフ設計（事前発生防止、発生時の被害拡大防止計画等） ・過去に経験した具体的な事例を基にしたトラブル、事故への対処方法 ・処理困難物、処理不適物混入防止計画 ・ごみピットへの車両の転落防止措置	4		
	適切な運営管理を行う施設	No. 3 適切な組織体制及び人員配置計画、教育計画	本項目は、以下の内容について審査する。 ・人員配置及び組織計画図 ※人員配置の工夫について考慮すること。 ・職員教育、新人の研修制度の期間及び方法	4	7	
		No. 4 リスク管理及びセルフモニタリングへの取り組み、事業の継続性の担保	本項目は、以下の内容について審査する。 ・運営事業者への協力体制、バックアップ体制（通常時、経営悪化時等） ・運営期間にわたる安定した事業収支計画 ・リスク管理方針、リスク管理体制 ※リスクの顕在化確率及び顕在化時の影響の極小化に考慮すること。 ・必要かつ十分なセルフモニタリング（事業計画のモニタリング）の内容及び頻度 ・本事業で付保することを想定する保険内容	3		
環境に配慮した施設	環境保全に配慮した施設	No. 5 公害防止基準（要監視基準値等）及び遵守計画	本項目は、以下の内容について審査する。 ・各項目の要監視基準値及び運転基準値に対する考え方及び遵守方法 ※要監視基準値等は、安全性を最大限考慮した過度な値とせず、安全性及び経済性を考慮した値を提案すること。 ・水銀の遵守方法及び計画 ※薬剤使用量の最適化及び運転制御方法について提案すること。	5	5	12
	周辺環境に配慮した施設	No. 6 本市及び美浜町の特長及び新清掃センターの周辺環境と調和した景観デザイン	本項目は、以下の視点を考慮して審査する。 ・本市及び美浜町の特長（本市及び美浜町が所有する名所等との調和） ・新清掃センターの立地（周辺環境との調和） ・30年以上の長期使用を踏まえた外観デザイン ・建屋高さ ・工夫点 等	3	7	
		No. 7 環境学習への取り組み	本項目は以下の内容について審査する。 ・見学者動線図（イメージ図） ・環境学習機能 ※なお、見学者動線及び環境学習機能については、以下の視点を考慮して提案すること。 ・小学4年生の社会科見学、行政視察等を対象とした内容とする。 ・ごみの発生から処理における一連の流れを見学者等が理解できる内容とする。 ・新清掃センターの立地条件を踏まえた内容とする。 ・陳腐化対策の工夫、更新計画 等	4		
経済的・効率的な施設		No. 8 敷地内における収集車両動線と直接搬入車両動線	本項目については、以下の内容について審査する。 ・安全かつ合理的な収集車両動線と直接搬入車両動線 ※収集車両動線と直接搬入車両動線の車両分離の考え方及び安全対策を提案すること。 ※通常時の直接搬入車両の渋滞対策及びゴールデンウィーク前後、年末年始等の直接搬入車両台数が増加する時期の渋滞対策を提案すること。 ※混合ごみを搬入する直接搬入車両への対応について提案すること。	5	17	17
		No. 9 施設配置計画及び造成計画	本項目については、以下の内容について審査する。 ・利便性及び効率性が高い施設配置計画、造成計画 ※本市及び美浜町の特徴（直接搬入車両の台数が多い）を踏まえ、最適な施設配置計画を提案し、必要な造成計画を提案すること。	5		
		No. 10 施設内における機器配置及び作業動線計画、施設の長寿命化を見据えた設備・機器の維持管理計画	本項目は、以下の内容について審査する。 ・安全対策及び作業効率の向上の工夫が施された機器配置及び作業動線計画（メンテナンス車両動線を含む） ・主要設備（特に過熱器）の耐用年数及び30年以上の長期使用を踏まえた工夫 ・長寿命化を念頭に置いた維持管理計画（点検・補修計画等） ・メンテナンス費低減の工夫	4		
		No. 11 工程管理計画、工期遵守のための対策	本項目は、以下の内容について審査する。 ・工事（設計・施工）工程表とその管理方法 ・工期遵守のための工夫	3		

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点 (60点)		
エネルギーを有効利用できる施設		No. 12 発電効率、発電量及び売電量の最大化計画	本項目は、以下の内容について審査する。 ・発電効率及び想定される年間発電量及び年間売電量 ・発電効率、発電量及び売電量の最大化への取り組み（施設内の消費電力の削減量及び最小化への取り組み等について提案すること） ・継続的に売電量を確保する工夫（操炉計画に関する内容以外で提案すること）	5	5	5
災害に強い施設	防災機能を有する施設	No. 13 継続的な防災機能の保持に対する取り組み	本項目は、以下の内容について審査する。 ・継続的な安定稼働を実現するために必要な用水、用役等の貯留量に対する考え方 ・調達先の確保に対する取り組み ・運営事業者と構成員との間での連携を図るための取り組み	3	3	6
	災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理できる施設	No. 14 災害廃棄物の受け入れに対する取り組み	本項目は、以下の内容について審査する。 ・災害廃棄物の受け入れに対する取り組み及び考え方 ・近年の災害対応実績の有無 ・災害時の運転計画	3	3	
その他（地域貢献等）	社会貢献、地域貢献	No. 15 社会貢献、地元企業の活用、資材調達への協力、運転員雇用等	本項目は、以下の内容について審査する。 ・CSR活動、コンプライアンスの遵守 ・本市内及び美浜町内に事業所（本社・本店）を有する企業の活用、資材調達、貢献金額及び雇用率、実現する仕組み等	6	6	6